

(その1)

収支報告書



(ふりがな) やぎてつやこうえんかい
1 政治団体の名称 八木てつや後援会 /
2 主たる事務所の所在地 豊田市神田町1-5-9

3 代表者の氏名 (姓) 三浦 (名) 孝司
4 会計責任者の氏名 (姓) 柴田 (名) 征充

事務担当者の氏名
(姓) 伊藤 (名) 由紀
(電話) 0565-32-0048
(電話)
(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	☐ の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 八木 哲也
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

1444

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,134,119	/
(前 年 か ら の 繰 越 額)	318,090	/
(本 年 の 収 入 額)	2,816,029	/
支 出 総 額	3,096,284	/
翌 年 へ の 繰 越 額	37,835	/

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)		0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(イ) (うち 特 定 寄 附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ロ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	200,000	/
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)	200,000	/
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	200,000	/

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	研修旅行費	2,616,000	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	2,616,000	
	合 計	2,616,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	29	
	合 計	29	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	自由民主党愛知県第十一選挙区支部	200,000	R6/10/1	豊田市神田町1-5-9	八木哲也	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	200,000	/			
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	200,000	/			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	46,100	/ 0	
(4) 事 務 所 費	370,142	/ 0	
小 計	416,242	/ 0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,680,042	/ 0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	2,680,042	/ 0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,680,042	/ 0	
合 計	3,096,284	/	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	菓子	13,100	✓ R6/4/5	お菓子工房 ぐれいす	豊田市柿本町5丁目31番地2	
2	花代	11,000	✓ R6/10/31	花屋のグリーンピース	豊田市日南町4-114	
3	花代	22,000	✓ R6/11/7	株式会社花成	豊田市平芝町3-14-8	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	46,100	✓			
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	46,100				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	監査報告書作成費	33,000	/R6/6/17/	神谷丈一税理士事務所	豊田市松ヶ枝町2丁目38番地	
2	玉串料	20,000	/R6/10/11	宗教法人 拳母神社	豊田市拳母町5丁目1	
3	太鼓演奏料	50,000	/R6/11/1	松平わ太鼓	豊田市鵜ヶ瀬町渡瀬13-1 2F	
4	開所式備品レンタル代	267,142	/R6/10/31	株式会社ライフサービス東海	豊田市元宮町2丁目26番地	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	370,142	/			
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	370,142	/			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	研修旅行費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	旅行代金	785,390	R6/7/19	株式会社中央トラベル	豊田市土橋町8丁目26番地1	
2	旅行代金	746,240	R6/8/29	株式会社中央トラベル	豊田市土橋町8丁目26番地1	
3	積込お菓子代	20,072	R6/9/12	おかしのオット浄水	豊田市浄水町原山186-1	
4	旅行代金	1,128,340	R6/9/25	株式会社中央トラベル	豊田市土橋町8丁目26番地1	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2,680,042	/			
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	2,680,042	/			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☒	☐	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳			項目別区分	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	八木哲也	1, 000, 000	H25/6/3	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

○ 宣 誓 書 ○

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5 月 20 日 /

政治団体の名称 **八木てつや後援会** /

会計責任者の氏名 **柴田 征亮** / (印)

代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）
(印)

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、会計責任者の記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 解散した場合のみ、代表者の記名押印又は署名も必要です。署名は必ず代表者本人が自署してください。

政治資金監査報告書

令和 7 年 3 月 28 日

八木てつや後援会

代表者 三浦 孝司

登録政治資金監査人

神左丸

登録番号

第3946号

研修終了年月日 平成23年7月28日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、八木てつや後援会の令和6年に係わる法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係わる会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、八木てつや後援会の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

八木てつや後援会と私との間には、法第19条の13第5項に規定に違反する事実はない。

以上